

○ 総務省令第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行に伴い、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄

総務大臣 寺田 稔

に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	
目次		改 正 前
第一章 総則（第一条—第二条の二）		
第二章 電気通信事業		
第一節 [略]		
第二節 電気通信事業者等の業務		
〔第三節～第五節 略〕		
第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の一～第四十条の八の十一）		
〔第三章～第五章 略〕		
附則		
〔電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者に準ずる者〕		
第二条の二 法第二条第七号イの総務省令で定める者は、電気通信事業者又は法第一百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者から、その提供する電気通信役務を継続的に利用するための識別符号（法第二十七条の十二第二号に規定する識別符号であつて、当該識別符号に係る電気通信役務を利用しようとする者が提供する氏名（法人にあつては、当該法人の名称）、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報に基づき作成されるものをいう。）を付与された者（電気通信事業者又は第三号事業を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者を除く。）とする。		
（登録を要しない電気通信事業）		
第三条 「略」		
2 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更により、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。		
（氏名等の変更の届出）		
第七条 法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。		
〔一・二 略〕		
2 法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。		
第三条 「同上」		
〔新設〕		
第二章 総則（第一条・第二条）		
第二節 電気通信事業		
第一節 [同上]		
第二節 電気通信事業者等の業務		
〔第三節～第五節 同上〕		
第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の一～第四十条の八の十一）		
〔第三章～第五章 同上〕		
附則		
〔登録を要しない電気通信事業〕		
第三条 「同上」		
2 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更により、法第十六条の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。		
（氏名等の変更の届出）		
第七条 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。		
〔一・二 同上〕		
2 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。		

(軽微な変更の届出)

第八条 法第十三条第五項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第五項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

「一～四 略」

〔3～5 略〕

〔電気通信事業の届出〕

第九条 「略」

(軽微な変更の届出)

第八条 法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

「一～四 同上」

〔3～5 同上〕

〔電気通信事業の届出〕

第九条 「同上」

よる届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

第一節 電気通信事業者等の業務

(特定ドメイン名電気通信役務の範囲)

第二十二条の二 法第二十四条第一号ロの総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十九条の三第一項第一号イに掲げる電気通信役務とする。

(書面の交付)

第二十二条の二の四 対象契約が成立したときに法第二十六条の二第一項の規定により作成する書面（以下この条において「契約書面」という。）には、対象契約及びこれに付随する契約の内容を明らかにするための事項であつて次に掲げるものを記載しなければならない。

〔一～六 略〕

2 前項各号に掲げる事項の記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

〔一 略〕

二 対象契約が書面解除を行うことができるものである場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。

〔イ～ホ 略〕

ハ 書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額の算定の方法

〔ト 略〕

三 対象契約に係る電気通信役務の提供について第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置を講じている場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 第二十二条の二の七第一項第五号ロ又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき金額の算定の方法

〔二 略〕

〔四 略〕

〔3～6 略〕

（書面による解除の例外）

第二十二条の二の七 法第二十六条の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～四 略〕

五 法第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務のうち、その提供を受けることができる場所に関する状況（以下この号において「利用場所状況」という。）及びその利用者の利益の保護のための法令等の遵守に関する状況（以下この号において「遵守状況」という。）を確認できる措置（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「確認措置」という。）を電気通信事業者が講じているものであつて、その利用者の利益が保護されているものとして、当該電気通信事業者の申請により総務大臣が認定（以下この条において「認定」という。）したもののが提供に関する契約（以下この号において「確認措置契約」とい

よる届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

第二節 電気通信事業者の業務

(特定ドメイン名電気通信役務の範囲)

第二十二条の二 法第二十四条第一号ハの総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十九条の二第一項第一号イに掲げる電気通信役務とする。

(書面の交付)

第二十二条の二の四 「同上」

〔一～六 同上〕

〔二 同上〕

〔一 同上〕

〔二 同上〕

〔三 同上〕

〔一～四 同上〕

〔二 同上〕

〔三～6 同上〕

（書面による解除の例外）

第二十二条の二の七 「同上」

〔一～四 同上〕

〔二 同上〕

〔三～6 同上〕

（書面による解除の例外）

第二十二条の二の七 「同上」

〔一～四 同上〕

〔二 同上〕

〔三～6 同上〕

（書面による解除の例外）

第二十二条の二の七 「同上」

〔一～四 同上〕

〔二 同上〕

〔三～6 同上〕

（書面による解除の例外）

第二十二条の二の七 「同上」

〔一～四 同上〕

〔二 同上〕

〔三～6 同上〕

（書面による解除の例外）

第二十二条の二の七 「同上」

〔一～四 同上〕

〔二 同上〕

〔三～6 同上〕

（書面による解除の例外）

第二十二条の二の七 「同上」

〔一～四 同上〕

〔二 同上〕

〔三～6 同上〕

う。)を締結した場合

〔イ・ハ 略〕

ニ ロ又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。

〔(1)・(2) 略〕

〔2～6 略〕
〔ホ 略〕

(不実告知後の書面の交付)

第二十二条の二の八 不実告知後書面には、次に掲げる事項(変更契約又は更新契約の場合にあつては、第二十二条の二の四第三項に規定する変更の内容、第五号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項並びに既契約に係る電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の当該契約を特定するに足りる事項)を記載しなければならない。

〔1～6 略〕

七 書面解除があつた場合に当該書面解除をした者が支払うべき金額の算定の方法

〔八～十二 略〕

(書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額)

第二十二条の二の九 法第二十六条の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。

〔1～5 略〕

(利用者等の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為)

第二十二条の二の十三の二 法第二十七条の二第四号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一 略〕

二 電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該契約の解除をした者が支払うべき金額として次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額を請求すること。

〔イ・ニ 略〕

ホ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者又は当該契約の解除をした者(以下このホにおいて「利用者等」という。)の求めに応じて行われる工事等(当該利用者等が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けるために必要な工事等にあつては、専ら当該利用者の便宜を図るために行われるものに限る。)のため通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相当する額

〔ヘ・ト 略〕

(特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定)

第二十二条の二の十九 法第二十七条の五の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれ

〔イ・ハ 同上〕

ニ ロ又はハの解除に伴い当該利用者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。

〔(1)・(2) 同上〕

〔2～6 同上〕
〔ホ 同上〕

(不実告知後の書面の交付)

第二十二条の二の八 「同上」

〔八～十二 同上〕

〔1～6 同上〕

七 書面解除があつた場合に利用者が支払うべき金額の算定の方法

〔八～十二 同上〕

〔2～4 同上〕

(書面解除に伴い利用者が支払うべき金額)

第二十二条の二の九 「同上」

〔1～5 同上〕

(利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為)

第二十二条の二の十三の二 「同上」

〔一 同上〕

二 電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該電気通信役務の利用者が支払うべき金額として次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額を請求すること。

〔イ・ニ 同上〕

ホ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者の求めに応じて行われる工事等(利用者が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けるために必要な工事等にあつては、専ら当該利用者の便宜を図るために行われるものに限る。)のため通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相当する額

〔ヘ・ト 同上〕

〔新設〕

を行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

(利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務)

第二十二条の二の二十一 法第二十七条の五の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第三項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務ごとに次の各号に掲げる電気通信役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 その提供の開始時ににおいて対価としての料金の支払を要しない電気通信役務 前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者（法第二十七条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合においては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限る。）を含む。次号において同じ。）の数の平均が「二千五百以上であるもの
- 二 その提供の開始時ににおいて対価としての料金の支払を要する電気通信役務 前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が五百万以上であるもの

(特定利用者情報)

第二十二条の二の二十一 法第二十七条の五第一号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報

の集合物を構成する情報とする。

- 一 特定の利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限る。次号において同じ。）を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、利用者を識別することができる情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の利用者を識別することができる情報を容易に検索することができるよう、体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(情報取扱規程)

第二十二条の二の二十二 法第二十七条の六第一項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第十五の四の届出書に、次に掲げる事項を内容とする情報取扱規程を添えて行わなければならない。

- 一 特定利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該特定利用者情報の安全管理に関する次に掲げる事項。
 - イ 組織的安全管理措置に関すること。
 - ロ 人的安全管理措置に関すること。
 - ハ 物理的安全管理措置に関すること。
 - ニ 技術的安全管理措置に関すること。
- ホ 第二十二条の二の二十三第三号ロ1、ハ又はニに規定する場合にあつては、当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握の体制に関すること。
- 二 特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託を受けた者に対する監

〔新設〕

〔新設〕

督に
する次に掲げる事項

イ 委託先の選定の方針に関する事項。

ロ 委託契約において定める特定利用者情報の取扱いに関する事項。

ハ 委託先における特定利用者情報の取扱状況の把握の体制及び方法に関する事項。

三 情報取扱方針の策定及び公表に関する事項

四 法第二十七条の九の規定による評価に関する評価に関する次に掲げる事項

イ 当該評価の実施並びに当該評価の結果の情報取扱規程及び情報取扱方針への反映の体制に関する事項

ロ 当該評価を行う項目、方法及び頻度に関する事項。

五 特定利用者情報を取り扱う従事者に対する監督に関する事項

法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第十五の五の届出書を提出しなければならない。

2 |
[情報取扱方針)
第二十二条の二の二十三 法第二十七条の八第一項の規定による公表をしようとする電気通信事業者は、次に掲げる事項を内容とする情報取扱方針をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。この場合において、当該事項については、利用者が容易に確認できるようにするものとする。

一 取得する特定利用者情報の内容（当該特定利用者情報を取得する方法を含む。）に関する事項

二 特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項

三 特定利用者情報の安全管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 安全管理措置の概要

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合にはあつては、当該(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1) 外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存する場合（②に掲げる場合を除く。） 当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無

(2) (1)に規定する電気通信設備が第三者により設置されたものである場合において、当該電気通信設備が設置された外国の名称を知ることが困難なとき 当該第三者の名称

ハ 外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合にあつては、当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無

二 外国に所在する第三者が提供する電気通信役務であつて、情報の保存を目的とするものを利用して特定利用者情報を保存する場合にあつては、当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無

利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所、事務所その他の事業場の連絡先に関する事項

過去十年間（法第二十七条の五の規定により指定されている期間が十年に満たない場合に

〔新設〕

は、当該期間)に生じた法第二十八条第一項第一号イ及びロに掲げる事故の時期及び内容の

公表に関する事項

(特定利用者情報の取扱状況の評価)

第二十二条の二の二十四 法第二十七条の九第一項の規定による評価は、直近の事業年度における社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティに対する脅威その他の状況の変化を踏まえ、少なくとも次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 直近の事業年度における情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況
- 二 直近の事業年度における特定利用者情報の漏えい

2| 前項の規定は、法第二十七条の五の規定による指定の日を含む事業年度の翌事業年度から適用する。この場合において、当該翌事業年度における同項の適用については、同項中「直近の事業年度」とあるのは、「法第二十七条の五の規定による指定の日から当該指定の日を含む事業年度の最終日までの間」とする。

(特定利用者情報統括管理者の要件)

第二十二条の二の二十五 法第二十七条の十第一項の総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- 一 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報の取扱いに関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有すること。
- イ 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報の取扱いに関する安全管理又は法令に関する業務

- ロ イに掲げる業務を監督する業務
- 二 前号に掲げる要件と同等以上の能力を有すると認められること。

(特定利用者情報統括管理者の選任及び解任の届出)

第二十二条の二の二十六 法第二十七条の十第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称並びに法人につては、その代表者の氏名
- 二 選任し、又は解任した特定利用者情報統括管理者の氏名及び生年月日
- 三 選任し、又は解任した年月日
- 四 解任の場合につては、その理由

2| 前項の届出書には、選任された特定利用者情報統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

(利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務)

第二十二条の二の二十七 法第二十七条の十二の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当する電気通信役務であつて、プラウザその他のソフトウェア(利用者が使用するパソコンコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器においてオペレーティングシステムを通じて実行されるものに限る。次条において同じ。)により提供されるものと

[新設]

[新設]

[新設]

する。

- 一 他人の通信を媒介する電気通信役務
- 二 その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
- 三 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条において同じ。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
- 四 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの
- （利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法）
- 第二十二条の二の二十八 法第二十七条の十二の規定により利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、次の各号のいずれにも該当する方法により、次条各号に掲げる事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 一 日本語を行い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。
- 二 操作を行うことなく文字が適切な大きさで利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、利用者が次条各号に掲げる事項について容易に確認できるようすること。
- 前項の利用者に通知する場合には、前項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。
- 一 次条各号に掲げる事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に即時に表示すること（当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようすること。）。
- 二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に認識できること。
- 第一項の利用者が容易に知り得る状態に置く場合には、第一項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。
- 一 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて、次条各号に掲げる事項を表示すること。
- 二 情報送信指令通信を行うソフトウェアを利用する際に、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項を表示すること。
- 三 前二号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できるようすること。
- （利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項）

〔新設〕

第二十二条の二の二十九 法第二十七条の十二本文の総務省令で定める事項は、情報送信指令通信ごとに、次に掲げる事項とする。

一 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報の内容

二 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称

三 第一号に規定する情報の利用目的

(利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報)

第二十二条の二の三十 法第二十七条の十二第一号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。ただし、当該情報をその必要の範囲内において送信する場合とする。

一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報

二 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報

三 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報

四 当該電気通信役務に対する不正な行為の検知等を行い、又は当該不正な行為による被害の軽減等を図るために必要な情報

五 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報

(オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項)

第二十二条の二の三十一 法第二十七条の十二第四号ロの総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第二十七条の十二第四号イに規定する措置(以下この条において「オプトアウト措置」という。)を講じていての場合にあつては、その旨

二 オプトアウト措置が同法第二十七条の十二第四号イ(1)又は(2)のいずれの行為を停止するものであるかの別

三 オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法

四 利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限されることとなるときは、その内容

五 情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報(法第二十七条の十二第一号及び第二号に規定するものを除く。)の内容

六 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称

七 第五号に規定する情報の利用目的

第二十三条の二 「略」

2 法第三十三条第一項の総務省令で定める方法は、次のとおりとする。

第一十三条の二 「同上」

法第三十三条第一項の総務省令で定める区域(以下「単位指定区域」という。)は、都道府

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）とする。
〔新設〕

一　一の電気通信事業者が設置する固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数、その伝送路設備が設置される一の都道府県の区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が百分の一未満である場合、当該電気通信事業者は当該都道府県の区域内に固定端末系伝送路設備を設置していないものとみなす。

二　固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数は、利用者側において他の電気通信設備と接続される回線の数とする。

〔3 略〕

4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。

一　符号、音響若しくは映像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの

〔イ 略〕

口　第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）

二　伝送路設備であつて次に掲げるもの

〔イ・ロ 略〕

ハ　第一種指定中継交換局間に設置されるものであつて、専ら異なる都道府県の区域間の通信を行うもの

〔三・四 略〕

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四　法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

〔一～八 略〕

〔三・四 略〕

〔イ・ロ 略〕

九　第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される都道府県の区域と異なる都道府県の区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置

装置

〔十～十二 略〕

2　法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一 略〕

一　相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。）との接続（第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。）の請求等であつて、前号の接続に係るものを作成業者が行う

場合における次の事項（イからハまでに掲げるものにあつては、前号に規定する事項と一体

4　〔3 同上〕

口　第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）

二　〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

〔新設〕

〔三・四 同上〕

〔イ 同上〕

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四　〔同上〕

〔一～八 同上〕

〔三・四 同上〕

〔イ 同上〕

九　第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置

装置

〔十～十二 同上〕

2　〔同上〕

〔一 同上〕

一　〔同上〕

的に記載するものとする。)

〔イ～ハ 略〕

〔削る〕

〔削る〕
〔一の三～十二 略〕
(攻撃先設備探査の範囲)

第四十条の八の二 法第一百六条の二第一項第一号ロの総務省令で定める電気通信の送信は、調査研究その他の正当な理由によることなく、インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号により特定された送信先に対し、当該電気通信設備の稼働状況を確認するために行われる電気通信の送信であつて、当該送信に後続する通信の疎通を目的としないものをいう。

第四十条の八の三～第四十条の八の六 〔略〕

第四十条の八の七 〔略〕
(廃止の届出)

第四十条の八の七 〔略〕

3 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十一で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第四十条の八の八 〔略〕

第四十条の八の九 〔略〕

第四十条の八の十 〔略〕
(公示)

第四十条の八の十一 法第一百六条の八及び第四十条の八の七第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

(電気通信事業の全部の認定の申請)

第四十条の九 法第一百七条第一項の規定による電気通信事業の全部の認定(以下この条及び第四十条の十一第一項において「全部認定」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

四十一条の九 第一百七条第一項の規定による電気通信事業の全部の認定(以下この条及び第四十条の九第一項において「全部認定」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げることによつて行う。

(電気通信事業の全部の認定の申請)

一 その電気通信事業に係る業務区域(利用者(電気通信事業者を除く。)との電気通信設備の接続に係る業務区域及び他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を含む。次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。)について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第四項の届出をしてい

〔イ～ハ 同上〕

二 他事業者が特定接続(専ら異なる単位指定区域間の通信において、特定のペケットについて優先的に通信の交換及び伝送を行うものに限る。本において同じ。)を行う場合に当該特定接続に関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第十二条第三項の規定を準用する。)

ホ その他の事業者が特定接続を行う場合の条件
〔一の三～十二 同上〕

〔新設〕

第四十条の八の二～第四十条の八の五 〔同上〕
(廃止の届出)

第四十条の八の六 〔同上〕

第四十条の八の七 〔同上〕
(廃止の届出)

第四十条の八の八 〔同上〕
(廃止の届出)

第四十条の八の九 〔同上〕
(廃止の届出)

第四十条の八の十 〔同上〕
(公示)

第四十条の八の十一 法第一百六条の八及び第四十条の八の六第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

(電気通信事業の全部の認定の申請)

第四十条の九 〔同上〕

(電気通信事業の全部の認定の申請)

一 その電気通信事業に係る業務区域(利用者(電気通信事業者を除く。)との電気通信設備の接続に係る業務区域及び他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を含む。次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。)について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしてい

る場合は、様式第三十八の四の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第四項の届出をしていない場合は、様式第三十八の五の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 略〕

(電気通信事業の一部の認定の申請)

第四十条の十 法第二百一十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定（以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 その電気通信事業に係る業務区域について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第四項の届出をしている場合は、様式第三十八の八の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第四項の届出をしていない場合は、様式第三十八の九の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 略〕

(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)

第五十四条の二 令第十条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 データベース（利用者に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。）その他の利用者に関する情報の取扱いに関する用いられる設備

〔2・4 略〕

(業務の停止等の報告)

第五十七条 法第二十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、報告をする事由が発生した後（通信の秘密又は特定利用者情報（次条第一項に規定する情報に限る。以下この条において同じ。）の漏えいに係るものにあつては、それを知った後）速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならない。

〔略〕	報告の事由	様式	報告期限
三 特定利用者情報の漏えい	報告の事由	様式	報告期限
様式第五十の二の一	報告の事由	様式	報告期限

〔同上〕	報告の事由	様式	報告期限
三 第五十八条で定める重大な事故	報告の事由	様式	報告期限
様式第五十の三	報告の事由	様式	報告期限

る場合は、様式第三十八の四の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第三項の届出をしていない場合は、様式第三十八の五の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 同上〕

(電気通信事業の一部の認定の申請)

第四十条の十 「同上」

一 その電気通信事業に係る業務区域について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしている場合は、様式第三十八の八の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第三項の届出をしていない場合は、様式第三十八の九の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 同上〕

(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)

第五十四条の二 令第十条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 データベース（法第二十二条の二第四項第二号ロに規定する利用者（以下この号において「利用者」という。）に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。）その他の利用者に関する情報の取扱いに関する用いられる設備

〔2・4 同上〕

(業務の停止等の報告)

第五十七条 法第二十八条の規定による報告をしようとする者は、報告をする事由が発生した後（通信の秘密の漏えいに係るものにあつては、それを知った後）速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならない。

〔同上〕	報告の事由	様式	報告期限
三 第五十八条で定める重大な事故	報告の事由	様式	報告期限
様式第五十の三	報告の事由	様式	報告期限

四 次条第二項に規定する重大な事故

様式第五十の三

その重大な事故が発生した日から三十日以内

(報告を要する事故)

第五十八条 法第二十八条第一項第二号ロの総務省令で定める情報は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 当該情報に含まれる利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限る。第五十九条の三第五項第一号において同じ。）の数が千を超えるもの

二 特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政府に提供を行つたもの

三 法第二十八条第一項第二号ハの総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（附加的な機能の提供に係るもの�除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの

四 利用者の数

五 一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務

六 二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務

七 三 セルラールPWA（無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める条件に適合する無線設備をいう。）

八 四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネットサービス（一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。）

九 五 一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務

四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット	二十四時間	二時間	十二時間	一時間	時間	三万	利用者の数
五 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネットサービス（一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。）	十万	百万	三十万	十万	時間	三万	利用者の数

(報告を要する重大な事故)

第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（附加的な機能の提供に係るもの除外。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの

二 利用者の数

三 緊急通報を取り扱う音声伝送役務

四 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務

五 セルラーラPWA（無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める条件に適合する無線設備をいう。）

六 使用する携帯電話（一の項又は二の項に掲げる電気通信役務を除く。）及び電気通信事業報告規則第一条第二項第十八号に規定するアンライセンスLPWAサービス

七 一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務

二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の	二十四時間	二時間	十二時間	一時間	時間	三万	利用者の数
三 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネ	十万	百万	三十万	十万	時間	三万	利用者の数

			関連サービス（一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。）
五 一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	一時間	二時間	十二時間
	百万	三万	百万

故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が一時間以上不能となる事故

二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準する重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故。
（検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者の指定）

これを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受ける」ととなる者にその旨を通知するものとする。

(トライアン名電気通信役務等の範囲)
第五十九条の三 法第百六十四条第二項第一号の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。

〔二・一・一〕 略

4 法第百六十四条第一項第四号の總務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれにても該当するものとする。

二 前年度における一月当たりの前号に定める電気通信役務の提供を受けた利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつては、同項イの規定による）

は、当該他の電気通信事業者が当該鉄電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限る。）を含む。次項第二号において同じ。）の数の平均が「一千万以上であること。

法第六十四条第一項第五号の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報（商品、役務又は権利に関する情報を除く。以下この号において同じ。）を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）

る。)に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有す

る電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、主として不特定の利用者間の交流を目的としたもの（当該電気通信役務以外の電気通信役務に付隨的に提供されるものを除く。）であること。

二 前年度における一月当たりの前号に定める電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が一千万以上であること。

「新設」

「新設」

〔二・三 同上〕

第五十九條の二 「同上」

第六十条の11 「誓」

2 総務大臣は、法第百六十五条规定第一項の届出があつた場合は、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。法第十六条第三項及び第四項並びに法第十七条第一項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときは同様とする。

(申請等の方法)

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」といふ。）をしよへしす者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所（電気通信事業者（電気通信事業を営むとする者を含む。）である外国法人等においては、国内代表者等の住所。次項において同じ。）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下回文。）を経由して行うこととする。

〔1～11 誓〕

〔11～111十回 誓〕

〔2 誓〕

様式第4（第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類	提供する役務
〔1～32 略〕	
33 ドメイン名電気通信役務	第59条の3第1項第1号イに掲げるもの 第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの 第59条の3第1項第2号に掲げるもの
〔34・35 略〕	

〔注1～6 略〕

7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」又は「上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第1項第3号の指定を受けた者にあっては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

8 ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の3第1項第1号イに掲げるもの」又は「第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。

〔9・10 略〕

様式第6（第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係）

〔略〕

第六十条の11 「回上」

2 総務大臣は、法第百六十五条规定第一項の届出があつた場合は、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。法第十六条第一項及び第三項並びに法第十七条第一項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときは同様とする。

(申請等の方法)

第六十九条 「回上」

〔1～11 回上〕

〔11～111十回 回上〕

〔2 回上〕

様式第4（第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類	提供する役務
〔1～32 略〕	
33 ドメイン名電気通信役務	第59条の2第1項第1号イに掲げるもの 第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの 第59条の2第1項第2号に掲げるもの
〔34・35 略〕	

〔注1～6 同左〕

7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」又は「上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

8 ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の2第1項第1号イに掲げるもの」又は「第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。

様式第6（第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係）

〔同左〕

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第13条第5項（第16条第3項）（及び第122条第5項）の規定により、届け出ます。

〔表略〕

〔注 略〕

様式第7（第8条第1項関係）

〔略〕

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第7の2（第8条第1項関係）

〔略〕

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第7の3（第8条第2項第2号関係）

〔略〕

次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第7の4（第8条第2項第3号関係）

〔略〕

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第7の5（第8条第2項第4号関係）

〔略〕

次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第9（第9条第5項関係）

〔略〕

電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。

〔表略〕

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第13条第4項（第16条第2項）（及び第122条第5項）の規定により、届け出ます。

〔表同左〕

〔注 同左〕

様式第7（第8条第1項関係）

〔同左〕

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。

〔表同左〕

〔注1・2 同左〕

様式第7の2（第8条第2項第1号関係）

〔同左〕

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。

〔表同左〕

〔注1・2 同左〕

様式第7の3（第8条第2項第2号関係）

〔同左〕

次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。

〔表同左〕

〔注1・2 同左〕

様式第7の4（第8条第2項第3号関係）

〔同左〕

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。

〔表同左〕

〔注1・2 同左〕

様式第7の5（第8条第2項第4号関係）

〔同左〕

次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。

〔表同左〕

〔注1・2 同左〕

様式第9（第9条第5項関係）

〔同左〕

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。

〔表同左〕

〔注1・2 略〕
様式第9の7（第9条第6項第4号関係）

〔略〕
電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり
変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第9の8（第9条第10項関係）

〔略〕

電気通信事業法第16条第5項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。

〔表略〕

〔注1～3 略〕

様式第15の4（第22条の2の22第1項関係）

情報取扱規程届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を

記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名
等を記載すること。）

電気通信事業法第27条の6第1項の規定により、別紙のとおり情報取扱規程を定めたので届け
出ます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とするここと。

様式第15の5（第22条の2の22第2項関係）

〔注1・2 同左〕
様式第9の7（第9条第6項第4号関係）

〔同左〕
電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり
変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。

〔表同左〕

〔注1・2 同左〕

様式第9の8（第9条第10項関係）

〔略〕

電気通信事業法第16条第4項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。

〔表同左〕

〔注1～3 同左〕

〔新設〕

総務大臣 殿

年 月 日

郵便番号
(ふりがな)

住所
(ふりがな)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

次のとおり情報取扱規程を変更したので、電気通信事業法第27条の6第2項の規定により、届け出ます。

変更の内容
変更年月日
変更の理由

注1 「変更の内容」の欄には、変更前と変更後とを対照しやすいように記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の3の2 (第40条の8の3第1項関係)

〔略〕

〔表略〕

〔注1～3 略〕

様式第38の3の3 (第40条の8の4第1項関係)

〔略〕

〔表略〕

〔注1 略〕

2 第40条の8の3第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。

〔3 略〕

様式第38の3の4 (第40条の8の6関係)

〔略〕

様式第38の3の2 (第40条の8の2第1項関係)
〔同左〕

〔表同左〕

〔注1～3 同左〕

様式第38の3の3 (第40条の8の3第1項関係)
〔同左〕

〔表同左〕

〔注1 同左〕

〔表同左〕

〔注1 同左〕

2 第40条の8の2第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。

〔3 同左〕

様式第38の3の4 (第40条の8の5関係)
〔同左〕

〔表略〕

注1 第40条の8の3第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。

〔2 略〕

様式第38の3の5（第40条の8の7第1項関係）

〔略〕

電気通信事業法第116条の2第1項の認定に係る業務を廃止したいので、電気通信事業法施行規則第40条の8の7第1項の規定により、届け出ます。

〔表略〕

〔注 略〕

様式第38の4（第40条の9第1項第1号関係）

〔略〕

電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 業務区域

注 「法第9条の登録（の申請）（及び法第13条第1項の変更登録（の申請））に係る業務区域に同じ。」、「法第16条第1項（及び同条第4項）の届出に係る業務区域に同じ。」等と記載すること。

2 電気通信設備の概要

注 「法第9条の登録（の申請）（及び法第13条第1項の変更登録（の申請））に係る電気通信設備の概要に同じ。」、「法第16条第1項（及び同条第4項）の届出に係る電気通信設備の概要に同じ。」等と記載すること。

〔注 略〕

様式第38の5（第40条の9第1項第2号関係）

〔略〕

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第4項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたので、次のとおり申請します。

1 業務区域

(1) 提供区域

注 「法第9条の登録（及び法第13条第1項の変更登録（の申請））に係る提供区域に同じ。」、「法第16条第1項（及び同条第4項）の届出に係る提供区域に同じ。」等と記載すること。

〔(2)・(3) 略〕

〔2 略〕

〔注 略〕

様式第38の9（第40条の10第1項第2号関係）

〔表同左〕

注1 第40条の8の2第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。

〔2 同左〕

様式第38の3の5（第40条の8の6第1項関係）

〔同左〕

電気通信事業法第116条の2第1項の認定に係る業務を廃止したいので、電気通信事業法施行規則第40条の8の6第1項の規定により、届け出ます。

〔表同左〕

〔注 同左〕

様式第38の4（第40条の9第1項第1号関係）

〔同左〕

電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 業務区域

注 「法第9条の登録（の申請）（及び法第13条第1項の変更登録（の申請））に係る業務区域に同じ。」、「法第16条第1項（及び同条第3項）の届出に係る業務区域に同じ。」等と記載すること。

2 電気通信設備の概要

注 「法第9条の登録（の申請）（及び法第13条第1項の変更登録（の申請））に係る電気通信設備の概要に同じ。」、「法第16条第1項（及び同条第3項）の届出に係る電気通信設備の概要に同じ。」等と記載すること。

〔注 同左〕

様式第38の5（第40条の9第1項第2号関係）

〔同左〕

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたので、次のとおり申請します。

1 業務区域

(1) 提供区域

注 「法第9条の登録（及び法第13条第1項の変更登録（の申請））に係る提供区域に同じ。」、「法第16条第1項（及び同条第3項）の届出に係る提供区域に同じ。」等と記載すること。

〔(2)・(3) 同左〕

〔2 同左〕

〔注 同左〕

様式第38の9（第40条の10第1項第2号関係）

[略]

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第4項）の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出るとともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

[注 略]

[1・2 略]

[注 略]

様式第50の2の2（第57条関係）

特定利用者情報の漏えい報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。

担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第28条第1項2号ロに規定する特定利用者情報の漏えいについて、同条の規定により、次のとおり報告します。

- ①特定利用者情報（電気通信事業法第27条の5第2号）に掲げる情報に限る。以下同じ。）に係る利用者の数が千を超える漏えい
- ②特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政府に提供を行ったことによる漏えい

発生年月日		復旧年月日	
発生場所			
発生状況			
発生原因			

[同左]

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項）の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出るとともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

[注 同左]

[1・2 同左]

[注 同左]

[新設]

措置模様	
再発防止策	

注 1 電気通信事業法28条第1項第2号イに規定する通信の秘密の漏えいに関する同条の報告書が同時に提出される場合において、各報告事項に関し、当該報告書の内容と同一の内容であるときは、当該報告書に同じとして記入を省略することができる。

2 該当する□にレ印を付けること。

3 ②に該当する場合において、復日年月日、措置模様及び再発防止策の欄については記載を省略することができる。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とすること。

備考 横中の〔 〕の記載及び対象規定の重複線を立した欄記部分を除く全体に対する傍線は注記である。

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改 正 後		改 正 前
	(定義)			
第一条	〔略〕			
2	この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。			
〔一～十九〕	〔略〕			
十九の二	電子メールサービス　特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法 律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メール（次号において同じ。）に係る電気通信役 務をいう。			
十九の三	メッセージングサービス　特定の者に對し通信文その他の情報をその使用する通信端 末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにより伝達するための電 気通信（電子メールを除く。）に係る電気通信役務をいう。			
十九の四	検索サービス　入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号にお いて同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により 閲覧ができるものに限る。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する 電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務をいう。			
十九の五	ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービス　その記録 媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報（商 品・役務又は権利に関する情報を除く。以下この号において同じ。）を記録し、又はその送信 装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力 する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信裝 置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の 通信の用に供する電気通信役務であつて、主として不特定の利用者（電気通信事業法第二条第 七号イに掲げる者に限る。）間の交流を目的としたもの（当該電気通信役務以外の電気通信役 務に付隨的に提供されるものを除く。）をいう。			
〔二十～二十五〕	〔略〕			
〔電気通信役務契約等状況報告等〕				
第二条	〔略〕			
3	2			
	(定義)			
第一条	〔同上〕			
2	〔新設〕			
〔一～十九〕	〔同上〕			
〔二十～二十五〕	〔同上〕			
	(電気通信役務契約等状況報告等)			
第二条	〔新設〕			
2	〔同上〕			
	(電気通信役務契約等状況報告等)			
第三号に掲げる電気通信事業（以下この条において「第三号事業」という。）を営む者は、同表 の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務（検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・ サービスその他交流型電気通信サービス以外の電気通信役務については、その提供の開始時にお いて対価としての料金の支払を要しないものに限る。）ごとに、様式第十五の六により、毎報告 年度経過後一月以内に、当該報告年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利 用者（電気通信事業法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務 を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する				

電気通信役務の利用者（電気通信事業法第二条第七号イに掲げる者に限る。）を含む。以下この項目及び次項において同じ。）の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。

一 九百万未満
二 九百万以上一千万未満
三 一千万以上

CATVアクセスサービス	FTTHアクセスサービス	FTTHアクセスサービス	携帯電話	報告対象役務	
				加入電話	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者
有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する業者					事業者
					事業者

B W A ア ク セ ス サ ー ビ ス	電 気 通 信 設 備 を 設 置 し て C A T V ア ク セ ス サ ー ビ ス を 提 供			
公衆無線L A N ア ク セ ス サ ー ビ ス	電 気 通 信 設 備 を 設 置 し て B W A ア ク セ ス サ ー ビ ス を 提 供 する 電 気 通 信 事 業 者			
仮想移動電気通信サ ー ビ ス	電 気 通 信 設 備 を 設 置 し て B W A ア ク セ ス サ ー ビ ス を 提 供 する 電 気 通 信 事 業 者			
電子メールサービス	電 気 通 信 設 備 を 設 置 し て B W A ア ク セ ス サ ー ビ ス を 提 供 する 電 気 通 信 事 業 者			
メソセーリングサービス	電 気 通 信 設 備 を 設 置 し て B W A ア ク セ ス サ ー ビ ス を 提 供 する 電 気 通 信 事 業 者			
検索サービス	電 気 通 信 設 備 を 設 置 し て B W A ア ク セ ス サ ー ビ ス を 提 供 する 電 気 通 信 事 業 者			
ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービス	電 気 通 信 設 備 を 設 置 し て B W A ア ク セ ス サ ー ビ ス を 提 供 する 電 気 通 信 事 業 者			
その他電気通信役務	電 気 通 信 設 備 を 設 置 し て B W A ア ク セ ス サ ー ビ ス を 提 供 する 電 気 通 信 事 業 者			
前項の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信役務（その提供の開始時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務に限り、検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービスを除く。）ごとに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、当該報告年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。	電 気 通 信 設 備 を 設 置 し て B W A ア ク セ ス サ ー ビ ス を 提 供 する 電 気 通 信 事 業 者			
一 四 百 五 十 万 未 満	電 気 通 信 設 備 を 設 置 し て B W A ア ク セ ス サ ー ビ ス を 提 供 する 電 気 通 信 事 業 者			
二 四 百 五 十 万 以 上 五 百 万 未 満	電 気 通 信 設 備 を 設 置 し て B W A ア ク セ ス サ ー ビ ス を 提 供 する 電 気 通 信 事 業 者			
三 五 百 万 以 上	電 気 通 信 設 備 を 設 置 し て B W A ア ク セ ス サ ー ビ ス を 提 供 する 電 気 通 信 事 業 者			
5	第三項の規定により、同項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提供する電気通信事業者及び第三号事業を営む者（当該電気通信役務について同項の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分が同項第二号又は第三号に掲げる区分に該当していた者を除く。）については、同項の規定を適用しない。	電 気 通 信 設 備 を 設 置 し て B W A ア ク セ ス サ ー ビ ス を 提 供 する 電 気 通 信 事 業 者		
6	第四項の規定により、同項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提供する電気通信事業者（当該電気通信役務について同項の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分が同項第二号又は第三号に掲げる区分に該当していた者を除く。）については、同項の規定を適用しない。	電 気 通 信 設 備 を 設 置 し て B W A ア ク セ ス サ ー ビ ス を 提 供 する 電 気 通 信 事 業 者		

[新設]

[新設]

[新設]

7
〔金〕
〔画一〕
〔画一〕

様式第15の4（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告

契約数 年 月 日現在

サービスの種類

事業者名

契 約 数

電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の3第1項第1号に掲げるもの	()
施行規則第59条の3第1項第1号に掲げるもの	()
施行規則第59条の3第1項第2号に掲げるもの	

電気通信役務契約等状況報告

利用者の数の平均

年 4月 1日から
年 3月 31日まで

事業者名

その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しないサービスの場合

サービスの種類	(サービスの種類)
利用者の数の平均の区分 900万未満	□
900万以上1,000万未満	□

8
〔金〕
〔画一〕
〔画一〕

様式第15の4（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告

契約数 年 月 日現在

サービスの種類

事業者名

契 約 数

電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の2第1項第1号に掲げるもの	()
施行規則第59条の2第1項第1号に掲げるもの	()
施行規則第59条の2第1項第2号に掲げるもの	

注1 「電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の3第1項第1号に掲げるもの」及び「施行規則第59条の3第1項第1号に掲げるもの」の欄は、ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部ごとに記載すること。この場合において、括弧内には、当該ドメイン名の一部を記載すること。

〔2～5 略〕

〔新設〕

〔2～5 同左〕

〔新設〕

1,000万以上	<input type="checkbox"/>
その提供の開始時において対価としての料金の支払を要するサービスの場合	
利用者の数の平均の区分	(サービスの種類)
450万未満	<input type="checkbox"/>
450万以上500万未満	<input type="checkbox"/>
500万以上	<input type="checkbox"/>

注1 該当する□にレ印を付けること。

2 サービスの種類として、第2条第3項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務及び当該電気通信役務の名称を記載すること。複数のサービスの種類について報告する場合は、サービスの種類の列を追加することにより報告ができる。

3 第2条第3項の表の報告対象役務の欄に掲げる加入電話から仮想移動電気通信サービスまでは、当該役務ごとの利用者の数の平均の区分を報告すること。また、携帯電話及び仮想移動電気通信サービスの双方を提供する場合には、仮想移動電気通信サービスの利用者の数については、携帯電話の利用者の数に含めて報告すること。同表の報告対象役務に該当する複数の電子メールサービスからその他電気通信役務までは、一の報告対象役務に該当する複数のサービスを提供する場合、実態に応じた合理的な分類により、当該複数のサービスごとに報告することができる。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第16 (第2条第7項関係)

[第1表～第6表 略]

様式第17 (第2条第7項関係)

[第1表～第3表 略]

様式第18 (第2条第8項関係)

[略]

[注1～10 略]

様式第19 (第2条第8項関係)

[略]

[注1～8 略]

様式第20 (第2条第8項関係)

[略]

[注1～8 略]

様式第21 (第3条第1項関係)

伝送路設備設置状況報告
都道府県別種類別回線数

年3月31日現在

伝送路設備設置状況報告
単位指定区域別種類別回線数

事業者名 _____

事業者名 _____

種類 都道府県	有線				無線
	二線式	同軸	光信号伝送用	その他	
合計					
【注1・2】 略					

種類 単位 指定区域	有線				無線
	二線式	同軸	光信号伝送用	その他	
合計					
【注1・2】 同左					

様式第27（第7条の3関係）

〔略〕

〔注1～11 略〕

12 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第五十九条第二項第一号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

〔13・14 略〕

種類 単位 指定区域	有線				無線
	二線式	同軸	光信号伝送用	その他	
合計					
【注1・2】 同左					

様式第27（第7条の3関係）

〔略〕

〔注1～11 同左〕

12 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、「電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第五十九条第一号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

〔13・14 同左〕

標記 梱件の記載及び枚数規定の1重複線を立つた箇記部外を除く全述り立つた箇記部が記入である。

（第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第三条 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

(用語)

第一條 [詮]

この省令の規定の解釈について、次の定義に従つむ。すなはち。

[一～四 略]

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。)第四条の表二の項(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。)、五の項(閑門系ルータ交換機能に限る。)、五の二の項(一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継系ルータ交換伝送機能に限る。)、六の三の項及び九の四の項までの機能(以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」といふ。)に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

[六・七 詮]

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘 定 科 目 表

資 産

1 電気通信事業固定

項

1 資産
(1)有形固定資産

第一種指定設備管理部門

1 一般第一種指定設備
一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。)
一般第一種指定中継ルータ
一般第一種指定県間中継ルータ
S I P サーバ
セッションボーダコンタローラ
E N U M サーバ
I P 電話用D N S サーバ
ゲートウェイルータ
メディアゲートウェイ

一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに除く。)
網終端装置(I P—V P Nサービスに係るもの)
網終端装置(インターネット接続サービス

改 正 前

(用語)

第一條 [回上]

この省令の規定の解釈について、次の定義に従つむ。すなはち。

[一～四 回上]

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。)第四条の表二の項(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。)、五の項(閑門系ルータ交換機能に限る。)、五の二の項、六の二の項(一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。)、六の三の項及び九の四の項までの機能(以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」といふ。)に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

[六・七 回上]

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘 定 科 目 表

資 産

1 電気通信事業固定
(1)有形固定資産

第一種指定設備管理部門

1 一般第一種指定設備
一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。)
一般第一種指定中継ルータ
S I P サーバ
セッションボーダコンタローラ
E N U M サーバ
I P 電話用D N S サーバ
ゲートウェイルータ
メディアゲートウェイ

一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに除く。)
網終端装置(I P—V P Nサービスに係るもの)
網終端装置(インターネット接続サービス

	<p>に係るもの)</p> <p>取容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）</p> <p>中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）</p> <p>ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）</p> <p>伝送路</p>
(何)	<p>2 特別第一種指定設備</p> <p>端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）</p>
(何)	<p>主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）</p> <p>端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>主配線盤（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>公衆電話設備</p>
(何)	<p>端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p> <p>端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p>

	<p>に係るもの)</p> <p>取容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）</p> <p>中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）</p> <p>ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）</p> <p>伝送路</p>
(何)	<p>2 特別第一種指定設備</p> <p>端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）</p>
(何)	<p>主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）</p> <p>端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>主配線盤（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>公衆電話設備</p>
(何)	<p>端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p> <p>端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p>

	(の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)
信号網設備	信号網設備
番号案内データベース及び番号案内設備	番号案内データベース及び番号案内設備
折返し通信路設定機能に係る設備	折返し通信路設定機能に係る設備
専用加入者線装置モジュール	専用加入者線装置モジュール
専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの	専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの
専用線ノード装置	専用線ノード装置
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路
(何) 建物	(何) 建物
土地	土地
構築物	構築物
機械及び装置	機械及び装置
車両及び船舶	車両及び船舶
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
休止設備	休止設備
建設仮勘定	建設仮勘定
第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)	第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)
[略]	[略]

	(の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)
信号網設備	信号網設備
番号案内データベース及び番号案内設備	番号案内データベース及び番号案内設備
折返し通信路設定機能に係る設備	折返し通信路設定機能に係る設備
専用加入者線装置モジュール	専用加入者線装置モジュール
専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの	専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの
専用線ノード装置	専用線ノード装置
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路
(何) 建物	(何) 建物
土地	土地
構築物	構築物
機械及び装置	機械及び装置
車両及び船舶	車両及び船舶
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
休止設備	休止設備
建設仮勘定	建設仮勘定
第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)	第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)
[同左]	[同左]

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

〔様式第1～様式第3 略〕

様式第3の2

固定資産帰属明細表(一般第一種指定設備再掲)

(単位 円)

一般第一種指定設備計	
略	略
一般第一種指定中継ルータ	SIPサ一八
一般第一種指定県間中継ルータ	略

一般第一種指定設備計	
略	略
一般第一種指定中継ルータ	SIPサ一八
一般第一種指定県間中継ルータ	略
一般第一種指定中継ルータ	略
公衆電話機械設備	〔略〕
市内機械設備	〔略〕
市外機械設備	〔略〕
電報機械設備	〔略〕
伝送機械設備	〔略〕
無線機械設備	〔略〕

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

〔様式第1～様式第3 同左〕

様式第3の2

固定資産帰属明細表(一般第一種指定設備再掲)

(単位 円)

一般第一種指定設備計	
同左	同左
一般第一種指定中継ルータ	SIPサ一八
一般第一種指定中継ルータ	同左

一般第一種指定設備計	
同左	同左
公衆電話機械設備	〔同左〕
市内機械設備	〔同左〕
市外機械設備	〔同左〕
電報機械設備	〔同左〕
伝送機械設備	〔同左〕
無線機械設備	〔同左〕

電 力 設 備	[略]						
電 話 番 号 案 内 設 備	[略]						
監 視 設 備	[略]						
(何)	[略]						
空 中 線 設 備	[略]						
通 信 衛 星 設 備	[略]						
端 端 未 設 備	[略]						
線 路 設 備							
市 外 線 路 設 備	[略]						
土 木 設 備	[略]						
海 底 線 設 備	[略]						
建 物	[略]						

電 力 設 備	[同左]						
電 話 番 号 案 内 設 備	[同左]						
監 視 設 備	[同左]						
(何)	[同左]						
空 中 線 設 備	[同左]						
通 信 衛 星 設 備	[同左]						
端 端 未 設 備	[同左]						
線 路 設 備							
市 外 線 路 設 備	[同左]						
土 木 設 備	[同左]						
海 底 線 設 備	[同左]						
建 物	[同左]						

構 築 物	〔略〕							
機 械 及 び 装 置	〔略〕							
車 両 及 び 船 舶	〔略〕							
工 具 、 器 具 及 び 備 品	〔略〕							
休 止 設 備	〔略〕							
土 地	〔略〕							
建 設 仮 勘 定	〔略〕							
無 形 固 定 資 産	〔略〕							
設 備 区 分 ご と の 固 定 資 産 合 計	〔略〕							

〔(注)
〔様式第4 略〕

構 築 物	〔同左〕							
機 械 及 び 装 置	〔同左〕							
車 両 及 び 船 舶	〔同左〕							
工 具 、 器 具 及 び 備 品	〔同左〕							
休 止 設 備	〔同左〕							
土 地	〔同左〕							
建 設 仮 勘 定	〔同左〕							
無 形 固 定 資 産	〔同左〕							
設 備 区 分 ご と の 固 定 資 産 合 計	〔同左〕							

〔(注)
〔様式第4 同左〕

様式第4の2

設備区分別費用明細表(一般第一種指定設備再掲)

(単位 円)

一般第一種指定設備計	S I P サ 一 バ	一般第一種指定中継ルータ	一般第一種指定中継ルータ	略
一般第一種指定設備計	S I P サ 一 バ	一般第一種指定中継ルータ	一般第一種指定中継ルータ	略
一般第一種指定設備計	S I P サ 一 バ	一般第一種指定中継ルータ	一般第一種指定中継ルータ	略
一般第一種指定設備計	S I P サ 一 バ	一般第一種指定中継ルータ	一般第一種指定中継ルータ	略
一般第一種指定設備計	S I P サ 一 バ	一般第一種指定中継ルータ	一般第一種指定中継ルータ	略

様式第4の2

設備区分別費用明細表(一般第一種指定設備再掲)

(単位 円)

同左	S I P サ 一 バ	一般第一種指定中継ルータ	同左	同左
同左	S I P サ 一 バ	一般第一種指定中継ルータ	同左	同左
同左	S I P サ 一 バ	一般第一種指定中継ルータ	同左	同左
同左	S I P サ 一 バ	一般第一種指定中継ルータ	同左	同左
同左	S I P サ 一 バ	一般第一種指定中継ルータ	同左	同左

管理費							
試験研究費及び研究費償却							
減価償却費							
固定資産除却費							
うち除却損							
通信設備使用料							
租税公課							
合計							
(単位 %)							
直課							
活動基準帰属							
配賦							
〔(注) 略〕							
総合	〔(注) 同左〕						
(単位 %)							

管理費							
試験研究費及び研究費償却							
減価償却費							
固定資産除却費							
うち除却損							
通信設備使用料							
租税公課							
合計							

直課							
活動基準帰属							
配賦							
〔(注) 同左〕							
総合							

総合 計の [] の記載は粗略である。

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第四条 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後

(用語)
第一条 「略」

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一～四 略」

六 〔略〕 六の二 ルー ティング伝 送機能 機能の区分 内 容 対 象 設 備	六 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定收容ルータ、一般第一種指定中継ルータ及び一般第一種指定中継ルータをいう。	
	六の二 開門系ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータ又は一般第一種指定中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ又は一般第一種指定中継ルータ又は一般第一種指定中継ルータ（他の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。	
〔六の三～十五 略〕 (法定機能の区分、内容及び対象設備等)		六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定收容ルータ及び一般第一種指定中継ルータをいう。
第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。		六 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（一の都道府県の区域内の通信の交換等を行うものに限る。）であつて、第一種指定メタル回線收容装置又は一般第一種指定收容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行つるもの。又は一般第一種指定中継ルータ第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（専ら異なる都道府県の区域間の通信の交換等を行うものに限る。）であつて、第一種指定メタル回線收容装置又は一般第一種指定收容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。

六 〔同上〕 六の二 ルー ティング伝 送機能 機能の区分 内 容 対 象 設 備	六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定收容ルータ及び一般第一種指定中継ルータをいう。	
	六の二 開門系ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。 〔新設〕	
〔六の三～十五 同上〕 (法定機能の区分、内容及び対象設備等)		六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定收容ルータ及び一般第一種指定中継ルータをいう。
第四条 同上		六 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、第一種指定メタル回線收容装置又は一般第一種指定收容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行つるもの。又は一般第一種指定中継ルータ第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（専ら異なる都道府県の区域間の通信の交換等を行うものに限る。）であつて、第一種指定メタル回線收容装置又は一般第一種指定收容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。
〔六の三～十五 同上〕 (法定機能の区分、内容及び対象設備等)		六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定收容ルータ及び一般第一種指定中継ルータをいう。

〔略〕

〔略〕

〔第一種指定設備管理運営費の算定〕

第九条 一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者が設置する設備を利用して当該機能を提供する場合においては、当該設備の利用に必要な費用の総額を加えるものとする。

〔2 略〕

(一般中継系ルータ交換伝送機能等に係る接続料)

〔第十八条の二 「略」〕

〔2 第四条の表の六の二の項の一般県間中継ルータ交換伝送機能に係る接続料は、データ伝送役務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送役務に関するものについては通信

〔2 同上〕

〔同上〕

〔第一種指定設備管理運営費の算定〕

第九条 一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

〔新設〕

〔第一種指定設備管理運営費の算定〕

第九条 一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

備考 量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。
表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（接続料規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改
正
後

改
正
前

〔1～14 附 則
略〕

15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域（当該事業者が固定端末系伝送路設備を設置する都道府県の区域に限る。）以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

〔16～17 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔1～14 同上〕

15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この項において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

〔16～17 同上〕

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

附 則	(経過措置)	改 正 後
第四条 削除		
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		
〔2・3 略〕		
第五条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、新接続料規則第四条の表二の項の機能（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項の機能（閑門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項の機能、六の二の項の機能（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継ルータ伝送交換機能に限る。）及び九の項から九の四の項までの機能を用いて、他の電気通信事業者の電気通信設備を閑門交換機又は閑門系ルータで接続し、I P電話（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコル用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供されるものと同一。）を提供するために通信の交換及び伝送を行う機能（次項及び第三項において「光I P電話接続機能」という。）の接続料を設定するものとする。	第五条 令和六年十二月三十一日までの間、新施行規則第二十三条の四第二項第一号の二の特定期間接続を行う場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえた金額に照らし公正妥当なもの（他の電気通信事業者の電気通信設備を閑門系ルータで接続し、I P電話（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供されるものを除く。以下同じ。）を提供するために通信の交換及び伝送を行うものに限る。）については、閑門系ルータを経由してI P電話を提供する場合及び閑門交換機を経由してI P電話を提供する場合の通信時間を合算したもの用いて計算される金額とする。この場合において、当該金額は通信時間を単位として計算されるものとする。	
〔2・3 同上〕	第五条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、新接続料規則第四条の表二の項の機能（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項の機能（閑門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項の機能、六の二の項の機能（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継ルータ伝送交換機能に限る。）及び九の項から九の四の項までの機能を用いて、他の電気通信事業者の電気通信設備を閑門交換機又は閑門系ルータで接続し、I P電話（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコル用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供されるために通信の交換及び伝送を行う機能（次項及び第三項において「光I P電話接続機能」という。）の接続料を設定するものとする。	

（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

		改 正 後
--	--	-------------

		改 正 前
--	--	-------------

第五条	附 則
〔略〕	〔略〕

2 加入電話・メタルIP電話接続機能に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用について、これらの中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新接続料規則別表第一の一 第二表	〔略〕

新接続料規則別表第四の一 第二表	〔略〕

新接続料規則別表第一の一 第二表	〔略〕

新接続料規則別表第一の一 第二表	〔略〕

第五条	附 則
〔回上〕	〔回上〕

2 [回上]

新接続料規則別表第一の一 第二表	〔回上〕

新接続料規則別表第四の一 第二表	〔回上〕

新接続料規則別表第一の一 第二表	〔回上〕

〔3 略〕

第六条 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、附則別表第一第一表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額（単位費用（附則別表第一の要素機能の区分の欄に定

第六条 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、附則別表第一第一表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額（単位費用（附則別表第一の要素機能の区分の欄に定

める要素機能（附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。以下同じ。）について、附則別表第一の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利潤の総額を当該要素機能に係る需要で除したものという。以下同じ。）の総額であつて、附則別表第一の単位費用総額の算定方法の欄に定める方法により算定したものという。

以下同じ。）を当該各部分機能に係る需要（要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であつて、当該各部分機能に係るもの）を、）により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。

〔2 略〕

第八条 関係

附則別表第1（附則第6条関係）

第1表 略	
第2表	
部分機能の区分	内容
一 関門系ルータ接続機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能
	メタル回線収容部に係る単位費用+一般中継系ルータ交換伝送部に係る単位費用+一般中継系ルータ接続伝送部に係る単位費用+一般異間中継ルータ接続伝送部に係る単位費用+S I Pサーバ部に係る単位費用+一般中継系ルータ交換部に係る単位費用+S I P信号交換部に係る単位費用+S I P信号管理部に係る単位費用+ドメイン名管理部に係る単位費用

附則別表第2（附則第6条関係）

める要素機能（附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。以下同じ。）について、附則別表第一の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利潤の総額を当該要素機能に係る需要で除したものという。以下同じ。）の総額であつて、附則別表第一の単位費用総額の算定方法の欄に定める方法により算定したものという。

以下同じ。）を当該各部分機能に係る需要（要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であつて、当該各部分機能に係るもの）を、）により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定する電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第二項第一号の二の二の特定接続を行う場合に当該他の電気通信事業者が負担すべき金額に相当する額であつて、当該各部分機能に係るもの）を、）により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定接続負担額（他の電気通信事業者が当該部分機能の利用に当たり電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第二項第一号の二の二の特定接続を行なう場合に当該他の電気通信事業者が負担すべき金額に相当する額であつて、当該各部分機能に係るもの）を、）により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額を加えた額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。

〔2 同上〕

第八条

令和六年十一月三十一日までの間、事業者は、他の電気通信事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第一号の二の特定接続（他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続する場合において、アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送を行なうものに限る。）を行なう場合に、当該特定接続に関する金銭の取扱いをしならぬものとする。

附則別表第1（附則第6条関係）

〔第1表 同左〕

第1表 同左	
第2表	
部分機能の区分	内容
一 [同左]	メタル回線収容部に係る単位費用+一般中継系ルータ交換伝送部に係る単位費用+一般中継系ルータ接続伝送部に係る単位費用+S I Pサーバ部に係る単位費用+一般中継系ルータ交換部に係る単位費用+S I P信号交換部に係る単位費用+番号管理部に係る単位費用+ドメイン名管理部に係る単位費用

附則別表第2（附則第6条関係）

[第1表 略]

第2表

要素機能の区分		内容	対象設備
[一・二 略]			
三 一般中継系ルータ接続伝送部	第一種指定メタル回線收容装置等と閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線收容装置等と閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定メタル回線收容装置等と閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能
[一・二 同左]			
三 一般中継系ルータ接続伝送部	閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定閑門系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線收容装置等と閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定閑門系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線收容装置等と閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能
[四二八 略]		[四二八 同左]	

備考 案中の「 」の記載及び文書規定の一重傍線をなした箇記部分を除く全体に対する傍線は注記である。

[第1表 同左]

第2表

要素機能の区分		内容	対象設備
[一・二 同左]			
三 一般中継系ルータ接続伝送部	第一種指定閑門系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線收容装置等と閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定閑門系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線收容装置等と閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定閑門系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線收容装置等と閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能
[四二八 同左]			

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の規定（電気通信事業法（以下「法」という。）第十二条の二及び第三十三条の改正規定を除く。）の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定（電気通信事業法施行規則第二十三条の二及び第二十三条の四の改正規定に限る。）、第二条の規定（電気通信事業報告規則様式第二十一の改正規定に限る。）及び第三条から第七条までの規定は改正法中法第十二条の二及び第三十三条の改正規定の施行の日から、次条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）及び第四条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下これらを「新規則」と総称する。）の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新施行規則の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。この場合において、その認可を受けた接

続約款の変更は、改正法中法第十二条の二及び第三十三条の改正規定の施行日において、法第三十条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

3 第一項の規定による申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日が新規則の施行後となる場合において、新規則の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

4 この省令の施行の際現に電気通信事業者又は法第一百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（次項において「第三号事業」という。）を営む者である者に対する第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「毎報告年度経過後」とあるのは「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第一号）」の施行の日から起算して」と、「当該報告年度」とあるのは「当該日を含む報告年度の前報告年度」と、「報告年度」とあるのは「当該前報告年度」と、「該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である」とあるのは「第一号に掲げる区分に該当する」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による改正後の電気通信事業法報告規則第二条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定により、その提供する電気通信役務について同条第三項又は第四項の規定による報告を要しないこととされた電気通信事業者又は第三号事業を営む者に

ついては、この省令の施行の日を含む報告年度の前報告年度に係る同条第三項又は第四項の規定による報告として、当該電気通信役務について同条第三項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告又は同条第四項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をしたものとみなす。